

報告第17号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

上記の報告をする。

平成30年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され
た和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告
する。

記

1 和解の相手方

公益社団法人杉並区シルバー人材センター

2 不正行為の概要及び区の損害額

公益社団法人杉並区シルバー人材センター（以下、「センター」と言う。）が杉
並区から管理・運營業務を受託している区立自転車駐車場において、従事者によ
る不正行為があり、区に損害が生じた。

	不正行為の概要	区の損害額
富士見ヶ丘北 自転車駐車場	従事者が利用者から受領 した駐車場使用料の一部 を区に納入せず、事務経 費等に流用していた。	376,417円 *平成25~29年度の5年間で区に 納入されなかった335,000円に、 遅延損害金（年5%）を加えた額
3駅4か所（西 荻窪西、南阿佐 ヶ谷第一・第 二、桜上水北） の自転車駐車 場	従事者が利用者から受領 した駐車場使用料の一部 を一旦プールし、紛失等 により不足した使用料の 補てんに充当していた。	123,600円 *区に納入されなかった駐車場ごと の年額に、20年もしくは開設から の年数を乗じた合計額 ※不正行為の開始時期が特定できな いため、消滅時効に基づいて遡る。 ただし、開設から20年に満たない 駐車場については、開設からの実 年数とする。

3 和解の条件

- (1) センターは、区立自転車駐車場の管理・運營業務に従事した会員の不正行為について、使用者責任があることを認める。
- (2) センターは、使用者責任に基づき、杉並区に対し、本件により生じた損害に対する賠償金として、金500,017円の支払義務のあることを認め、同額を平成30年8月10日までに支払う。
- (3) 杉並区は、今後いかなる事情が生じても前号の金額以外には、センターに対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。
- (4) センターは、本件について深く陳謝する。
- (5) センターは、公金を適正に管理するために必要な措置を講ずる。

4 専決処分日

平成30年7月31日